

令和6年第5回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和6年5月9日（木）午後3時00分から午後3時30分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員（8名）

会	長	8番	宮本	敏郎
委	員	1番	増田	榮
		2番	鈴木	憲司
		3番	長崎	光男
		4番	野村	斗士夫
		5番	長谷川	貴子
		6番	岩井	秀喜
		7番	朝倉	友子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
 - 議案第3号 令和6年度第2次農用地利用集積計画の承認について
 - 報告第1号 地目変更登記に係る照会に対する意見について
 - その他
- 6 出席職員

農業委員会事務局長	大野	茂夫
農業委員会事務局班長	青木	秀直
農業委員会事務局主査	石井	秀憲
- 7 農地利用最適化推進委員（6名）

日暮	秀男	竹本	英二	岩竹	一哉	岩田	公夫
大見川	正明	青木	秀樹				

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（大野茂夫）

それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和 6 年第 5 回栄町農業委員会総会を開会します。本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、5 番長谷川貴子委員、6 番岩井秀喜委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の青木氏と石井氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、1 ページ 議案第 1 号 整理番号 1 について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、2 ページをご覧ください。

農地の所在は、三和字上耕地、地目は登記簿が田、現況は畑、農振農用地で面積は、148 ㎡です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地を無償により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可を申請したものです。

譲受人の労力総数は 1 人、申請事由は、譲渡人が無償譲渡による農地の処分、譲受人が 20 年以上前から無償で利用している、自宅隣接農地の取得になります。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明します。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1 号の全部効率利用要件及び、同項第 4 号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は畑で、譲受人は許可後も自家野菜を作付けする計画なので問題はないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を朝倉委員から報告願います。

○7番（朝倉友子）

申請された農地について、先ほど現地を確認してきました。

申請地は、譲受人の自宅敷地内にあり、野菜の作付をされておりましたので、別に問題はないかと思われます。以上です。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の青木さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（青木秀樹）

現地を見た限り、問題ないと思います。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1については、許可することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、3 ページ、議案第 2 号 整理番号 1 について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、4 ページをご覧ください。

農地の所在は、龍角寺字敷内、地目は登記簿が畑、面積は 1,557 m²他 1 筆で、合計 1,907 m²です。

申請人及び所有者は記載のとおりで、土地の地目変更登記をしたいために、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いが提出されたものでございます。

それでは、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」についてご説明いたします。

農地を農地以外の地目に変更する場合につきましては、農地法の規定により許可を要することとなっておりますが、県の転用事務指針によりまして、農地法の許可を要しないと認められる土地につきましては「現況確認書」を添付すれば地目変更の登記手続を行うことができるとされております。

この「現況確認書」は県知事が発行することとなりますが、農業委員会に証明願が提出された時は、現地調査を実施し、要件を満たすかどうかの意見を付して県に進達することとなっております。

それでは農地法の許可を要しないと認められる土地というのはどういうものかと言いますと、天災地変によって農地性を失った土地で農地に回復することが困難であると認められるものや、現況が農地以外の土地となっていることが明白なもののうち、農地法所定の許可を受けないまま 20 年以上経過しており、かつ、その間に農地法第 51 条の規定により現状回復命令等の違反転用の処分を受けていないものなどが挙げられています。

それでは、今回の議案のご説明ですが、申請地は長期間耕作されずに放置され竹林の状態となっており、平成 13 年 10 月 2 日に国土交通省国土地理院が撮影しました航空写真から見ても 20 年以上農地以外の土地となっていることが明白なものに当たると考えられます。

また、農地法第 51 条の規定による原状回復命令等の違反転用の処分も受けておりません。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を鈴木委員から報告願います。

○2 番（鈴木 憲司）

現地を確認しました。

申請地は、龍角寺地区の亀の子池の近くになります。

申請地につきましては、竹林が繁茂している状態でした。

現在の状態になるまで相当年数が経っていると思われます。以上です。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の大見川さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（大見川正明）
特に問題はないと思います。

○議長（宮本敏郎）
説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）
発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
議案第2号 整理番号1を原案のとおり非農地と認められることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）
挙手全員、よって、議案第2号 整理番号1については、非農地と認められる旨の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）
次に、議案第3号 令和6年度第2次農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から整理番号4までについては、農地中間管理事業に関する案件なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）
それでは、5ページ 議案第3号 整理番号1から整理番号4について、一括してご説明させていただきます。

場所につきましては、10ページから18ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が矢口字内谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,000㎡他13筆で、合計18,370㎡です。

次に、整理番号2 農地の所在が北辺田字向芝、地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は588㎡他23筆で、合計18,656㎡です。

次に、整理番号3 農地の所在が南字沖耕地、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は1,272㎡他1筆で、合計1,308㎡です。

次に、整理番号4 農地の所在が西字壺番割、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,262㎡他6筆で、合計5,718㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの田の賃借料は1.5俵又は1俵で、畑の賃借料は1,000円で、期間は令和6年5月20日から令和16年5月19日までの10年間となっております。

本件は、農地中間管理事業を活用した賃貸借権の設定になります。

農地の中間管理権を取得する「千葉県園芸協会」が、貸し手と借り手の間に入り農用地の転貸を行うものです。

この4件の借受人については、認定農業者と地域の担い手農家になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業

常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号 整理番号1から整理番号4までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、ということですので、議案第3号 整理番号1から整理番号4までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第3号 整理番号1から整理番号4までについては、原案のとおり決定しました。

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第3号 整理番号5について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

なお、この案件については、野村委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

（野村委員退席）

○事務局長（大野茂夫）

それでは、9ページ 議案第3号 整理番号5について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、19ページをご覧ください。

整理番号5 農地の所在が北字押砂埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,783㎡他2筆で、合計7,725㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1.5俵になります。期間は令和6年5月20日から令和16年5月19日までの10年間となっております。

本件も、農地中間管理事業を活用した賃貸借権の設定になります。

この借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号 整理番号5を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第3号 整理番号5については、原案のとおり決定しました。野村委員は、入室して着席をお願いします。

（野村委員着席）

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第3号 整理番号6について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

なお、この案件については、長谷川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

（長谷川委員退席）

○事務局長（大野茂夫）

それでは、9ページ 議案第3号 整理番号6について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、20ページから22ページをご覧ください。

整理番号6 農地の所在が北字北、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,539㎡他5筆で、合計18,466㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1.5俵になります。期間は令和6年5月20日から令和16年5月19日までの10年間となっております。

本件も、農地中間管理事業を活用した賃貸借権の設定になります。

この借受人についても、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号 整理番号6を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第3号 整理番号6については、原案のとおり決定しました。
長谷川委員は、入室して着席をお願いします。

（長谷川委員着席）

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 地目変更登記に係る照会に対する回答について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、23ページ、報告第1号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、24ページをご覧ください。

本件は、千葉県地方法務局成田出張所より令和6年4月22日付けで照会があった件について、令和6年4月30日専決処分により回答したものでございます。

農地の所在は、安食字前新田、登記簿が田、面積が2,181㎡になります。

令和6年4月30日に鈴木委員、日暮推進委員及び事務局で現地調査をしてまいりました。現地は前新田の桜土手沿いにあり、敷地には鉄板が敷かれ、重機や建設用資材等が置かれている状況でした、航空写真や税務課の課税資料からも過去20年以上農地でないと判断できたため、現況地目を「非農地」として回答したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（日暮秀男）

報告地は、私が耕作している田の隣になります。20年以上前から残土により土盛りされ、周りに土留めの囲いもなく資材置場として使用しておりますが、大雨が降ると隣接道路に影響が出ており、高く土盛りされ安全対策が取られておらず危険を感じておりますので、土地所有者にはきちんと管理してもらいたい。

また、土地所有者は、私と同じ地区の方なので、以前から注意しているが聞き入れてもらえない状況なので、農業委員会として安全対策等について指導できませんか。

○事務局長（大野茂夫）

日暮さんの田に土は流れ込んでいますか。

○農地利用最適化推進委員（日暮秀男）

田には流れ込んでいないが、道路に流れています。

○事務局班長（青木秀直）

農業委員会総会において、報告地については、安全対策が取られておらず、報告地の周りの耕作者から、道路を通行する際に危険を感じており、安全対策をとるよう意見が出た旨、土地の所有者に指導いたします。

○農地利用最適化推進委員（日暮秀男）

よろしくお願いします。

○議長（宮本敏郎）

他にございますか。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和6年第5回総会を閉会します。

○事務局長（大野茂夫）

起立、礼、お疲れ様でした。

午後3時30分閉会